

郵送による療養費申請について

～はりきゅう・あん摩マッサージ・柔道整復の保険適用の施術を受けて100%支払った場合～

★下記の必要書類が揃っているか、ご自身でチェックをしてからお送りください。

国民健康保険療養費支給申請書（黄色の用紙） ※この案内の裏面に記入例があります。

⇒申請者欄、振込先は世帯主になっていますか？

※支給申請書は医療機関ごと、月ごとに1枚必要です。

支給申請書が不足する場合はコピーしてお使いください。

施術を受けて100%支払った際の領収書（原本）

施術の明細書（施術所発行）

⇒明細書の合計金額と領収書の合計金額は一致していますか？

※「療養費支給申請書」と書いてありますが、「国民健康保険療養費支給申請書（黄色の用紙）」とは別物です。

施術を認めた医師の同意書

※ただし、同意書は6カ月間有効です。期間中は再度同意書を取得・提出する必要はありません。

世帯主の身分証コピー

※顔写真つき身分証の場合1点（免許証、パスポート、住基カード、マイナンバーカードなど）

顔写真なし身分証の場合2点（保険証、年金手帳、介護保険証、住民票など）

★不備・不足がある場合、書類を返送させていただく場合がありますので、ご了承ください。

★注意事項

- ・診療日の翌日から2年が経過すると、申請できなくなりますのでご注意ください。
- ・ご申請から支給まで約3か月かかります。
- ・その他ご不明点があれば、下記問い合わせ先までご連絡ください。

★申請先・問い合わせ先

〒160-8484

東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号

新宿区 医療保険年金課 国保給付係

03-5273-4149（直通）

